

12 汐入駅前第3地区地区整備計画区域

制限事項		計画地区
		汐入駅前第3地区
(1)	建築物の用途の制限	共同住宅(1階の部分に住戸を有するものは除く。)、診療所(患者の収容施設を有するものは除く。)、店舗及び飲食店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業(以下「風俗営業」という。))及び同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業(以下「店舗型性風俗特殊営業」という。))の用に供するものは除く。)、事務所、銀行、郵便の業務の用に供する施設、集会場、展示場、体育館、写真スタジオ、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの及びこれらに附属するもの
(2)	建築物の容積率の最高限度	
(3)	建築物の建蔽率の最高限度	
(4)	建築物の敷地面積の最低限度	
(5)	壁面の位置の制限	国道16号に面する部分は0.5メートル、市道601号及び市道655号に面する部分は4メートル並びに市道723号に面する部分は2メートル。ただし、市道723号に面する部分に、地盤面からはりの下端までの高さが4メートル以上で、かつ、幅員が2メートル以上の歩行者用の空地又は空間(当該部分に柱を設ける場合にあつては、外壁から当該柱の面までの距離が2メートル以上であるものに限る。)を設ける場合は、この限りでない。
(6)	建築物の高さの最高限度	地盤面から60メートル
(7)	建築物の形態又は意匠の制限	
(8)	へい等の構造の制限	

